

審理員被指名職リスト

行政不服審査法に基づく審査請求に係る審理員として指名を行う職を次のとおり定める。

1 市長部局課長職

総務部	企画財政課長
	まちづくり交流課長
	税務課長
	消防防災課長
	情報交通課長
民生部	市民課長
	生活環境課長
	福祉課長
	子育て支援課長
産業観光部	商工労政課長
	観光課長
	農林水産課長
	産業立地戦略室長
建設水道部	建設課長
	上下水道課長
支 所	八坂支所長
	美麻支所長

2 臨時的任用職員

前項の表に掲げる者のほか、審査請求事件の内容に応じ、士業者等識見を有する者を、法務専門嘱託員として臨時的に嘱託することができる。